

「国際競争力けん引学部等」の認定等の審査要領

令和 7 年 10 月
文 部 科 学 省
高等教育局長決定

1 通則

- (1) 国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程(令和7年文部科学省告示第112号。以下「認定規程」という。)第3条第1項等に基づき、国際競争力けん引学部等の認定等に当たり文部科学大臣が行う意見聴取に係る審査及び審議の運営は、ここに定めるところによる。
- (2) (1)の審査及び審議は、「国際競争力けん引学部等の認定等の実施要領」(以下「実施要領」という。)等を参照して行う。

2 認定の申請の審査方法

- (1) 文部科学大臣は、国際競争力けん引学部等の認定等のための有識者委員会(以下「委員会」という。)に審査を付託する。
- (2) 委員会においては、書面審査、面接審査又は実地審査の方法により審査を行う。
- (3) 審査中又は審査の結果、必要な場合には、あらかじめ定める日までに認定を受けようとする学部等を置く大学等(認定を受けようとする学部等(学部又は学科(短期大学及び高等専門学校の学科に限る。))をいう。以下同じ。)を置く大学、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)をいう。)に申請計画書若しくはその他の添付書類の補充又は訂正を行わせることができる。
- (4) 面接審査及び実地審査は、必要に応じて行うものとする。
- (5) 委員会の会議はWeb会議サービスを利用して開催することができる。
- (6) 合議によらないことをもって会議の運営に特段の支障が生ずるおそれがないと認められるときには、委員会の会議を持ち回り開催とすることができる。
- (7) 委員の氏名は委員会の開催に際して公表する。
- (8) 委員による審査を踏まえた上で、最終的に文部科学大臣が認定を行う。

3 委員及び担当官が遵守すべき事項

- (1) 委員は、審査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委員でなくなった後においても同様とする。
- (2) 委員は、申請大学等から何らかの不正な働きかけがあった場合、必ず担当課(参事官(国際担当))担当官にそのことを申し出なければならない。
- (3) 委員として取得した情報は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (4) 上記については、担当官についても同様の取扱いとする。
- (5) 委員は、利害関係のある大学等の審査を行うことはできない。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた大学から申請があった場合
- ・申請の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

- (6) 委員は上記に留意し、利害関係や利益相反の事実がある場合、速やかに申し出るとともに、利害関係を有している申請の審査から外れなければならない。また、利害関係や利益相反の可能性がある場合、速やかに申し出るとともに、委員会は当該委員における審査の可否を速やかに検討することとする。

4 判定方法

審査にあたっては、申請計画書の確認を実施し、その結果を踏まえて、委員会として認定の可否を判定し、必要に応じて所見を付す。

5 書面審査

- (1) 書面審査においては、文部科学省担当官が事前確認を行ったのち、委員会が申請計画書その他添付資料に基づき、審査する。
- (2) 各委員が書面審査を行ったのち、合議により認定の可否(可、不可)を判定する。

6 面接審査、実地審査及び実地確認

- (1) 委員会は、必要に応じて、面接審査又は実地審査を行う。
- (2) 面接審査は、書面審査の結果に基づいて、委員及び文部科学省担当官が同席し、直接申請大学等と面接し、申請について説明を聴取することにより行う。
- (3) 実地審査は、書面審査又は面接審査の結果に基づいて、委員及び文部科学省担当官が同席し、実地において、申請について事実を確認することにより行う。
- (4) 文部科学省担当官は、必要に応じて申請に係る実地確認を行うことができ、委員会は、必要に応じて、文部科学省担当官が行った実地確認の結果について、報告を受け、審査の参考とすることができる。

7 最終判定

- (1) 文部科学大臣は、委員会からの報告に基づき、認定の可否(可、不可)について最終判定を行う。
- (2) 文部科学大臣は、「可」の判定を選んだもののうち、必要があると認められるものについて、留意すべき事項を付すことができる。
- (3) 文部科学大臣は、「不可」の判定を選んだものについては、その理由を付すものとする。

8 会議の議事要旨等の公開

審査の議事要旨及び認定結果については、当該議事に係る認定手続が全て終了した後に

公開する（設置者等の個人に関する議事を除く）。

9 認定後の変更の取扱いについて

認定を受けた学部等を置く大学等が、申請計画書に記載した事項（実施要領7（2）に掲げる事項を除く）を変更しようとするときは、2から7までに準じ、委員会による再度の審査を行わなければならない。

10 認定規程第9条第2項の規定による認定取消しについて

- （1） 認定規程第9条第2項の規定による認定取消しの是非についての審議は、文部科学大臣が認定規程第8条の規定に基づいて認定を受けた学部等を置く大学等から受けた報告及び資料その他関連資料に基づいて行うものとする。
- （2） （1）の審議に当たり必要な場合には、委員会による書面審査、面接調査又は実地調査を行うことができる。

11 その他

本要領に定めるもののほか、審査の運営に関し必要な事項は、高等教育局長が定める。

審査において参考にする観点

審査に当たっては、以下に示す観点を中心に総合的に申請計画書等の確認を行う。なお、ここで示す観点はあくまで審査において参考にする観点であり、すべての観点を網羅することを求めるものではない。

注) 認定を受けようとする学部等のみに留まらず、大学等全体で取り組む必要があると考えられる観点については、*を付している。

外国人留学生のアドミッション

- 観点① 認定を受けようとする学部等がアドミッション・ポリシーに応じた適切な方法で外国人留学生の選抜を行っているか。 *
- 観点② 優秀な外国人留学生を受け入れるため、各大学等の入試の実施形態等に応じて、外国人留学生の学力や学修の意欲、日本語能力等を確認しているか。
例えば、志望理由書の提出を求め、面接試験の機会を設ける等、日本及び当該学部で学びたい意欲が当該外国人留学生に認められるか確認しているか。
- 観点③ 入学を志願する外国人留学生が直前まで在籍していた教育機関の卒業証明書等（又は卒業見込みを証明する書類）の真正性を適切に確認しているか。 *

日本人学生と外国人留学生が共に学ぶ多文化共修環境の整備

- 観点① 日本人学生と外国人留学生が共に学び合う学修環境の整備を進めているか。また、どのような多文化共修科目・コース等を実施しているか。国内外の地域における課題の解決策の検討等において、日本人学生と外国人留学生がそれぞれ文化的多様性を生かし共に学ぶことができる取組（アクティブラーニング等）が行われているか。
- 観点② 今後外国人留学生の受入れを増加させるにあたって、多文化共修を展開するための体制（TAの活用や教職員体制等）等多文化共修環境の整備を拡充するための取組を計画しているか。

外国人留学生に対する修学や生活面での支援体制

- 観点① 外国人留学生を支援する教職員、メンタルサポート等を担うメンター等の配属状況や、カウンセリングの実施状況等はどうか。 *
- 観点② 外国人留学生に対し、大学生活ガイダンス等の説明会の実施や学内外での諸手続きの支援や、地方公共団体・医療機関との連携、住宅に係る支援等も含め生活支援を行う体制を整備しているか。 *
- 観点③ 授業外において、外国人留学生に対する日本語教育の支援体制を整備しているか。また、外国人留学生に対する日本事情・日本文化に係る学びの機会 *

を提供しているか。

- 観点④ 今後外国人留学生の受入れを増加させるにあたって、職員の増員等外国人留学生の支援体制の充実のための取組を計画しているか。

外国人留学生の就職・定着に向けた支援や卒業後の進路に係る支援の状況

- 観点① 地方公共団体や地域の企業等との連携により、外国人留学生の受入れ・定着を推進しているか。在学する外国人留学生が今後増加していくことについて、地域の理解を得るための取組を行っているか。また、今後外国人留学生の受入れを増加させるにあたって、外国人留学生の受入れ・定着の推進のための取組を計画しているか。
- 観点② 国内就職に限らず、外国人留学生の希望する卒業後の進路に係る支援を推進しているか。

適正な在籍管理の実施状況・体制

- 観点① 外国人留学生について、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握しているか。 *
- 観点② 外国人留学生における長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底しているか。 *
- 観点③ 外国人留学生の卒業後等における在留資格関係手続や所在不明となった外国人留学生の届出を実施しているか。 *
- 観点④ 今後外国人留学生の受入れを増加させるにあたって、在籍管理の徹底・強化するための取組を計画しているか。 *
- 観点⑤ 「改善指導対象校」及び「在籍管理非適正校」に指定されていないか。 *

大学設置基準等の考え方に基づいた教育研究環境の確保

- 観点① 外国人留学生の受入れにより収容定員充足率を超過する場合においても、大学設置基準等の考え方に基づき、超過した学生数に応じた必要な教育環境（教育研究実施組織や、校舎等の施設、設備等）を確保するための取組が具体的に計画されているか。 *

自律的に国際業務を支える財務構造

- 観点① 外国人留学生の授業料等について、外国人留学生に対する支援体制の整備等のためにかかる費用を反映し、適切に設定しているか。または、今後外国人留学生の受入れを増加させるにあたって、外国人留学生に対する支援体制の整備等のためにかかる費用を踏まえ、適切に授業料等を設定する予定があるか。 *

機微技術流出防止のための安全保障貿易管理の適切な体制整備

- 観点① 安全保障貿易管理担当部署の設置、内部規程の策定、該非判定責任者及び判定方法の設定を行っているか。 *
- 観点② 外国人留学生の受入れ（入口）審査を適切に行っているか。 *
- 観点③ その他、「大学における安全保障貿易管理に関する調査」における推奨項目（例：帰国時の外国人留学生への注意喚起）等、適切な安全保障貿易管理の体制整備に係る取組を行っているか。また、今後外国人留学生の受入れを増加させるにあたって、実効性向上のための取組等を計画しているか。 *

研究インテグリティ・セキュリティ確保のための体制整備

- 観点① 関係者に適切な理解を促す取組を実施しているか。利益相反・責務相反に関する規程を整備しているか。研究インテグリティ・セキュリティに関して適切な判断ができるマネジメント体制を整備しているか。研究者・職員から報告された情報をもとに組織としてリスクマネジメントを行うための規程等を整備しているか。また、今後外国人留学生の受入れを増加させるにあたって、実効性向上のための取組等を計画しているか。 *
- 観点② その他「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティに係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）において求められている取組を実施しているか。 *

外国人留学生の数の割合の目標及びその達成方法

- 観点① 申請の日の属する年度の5月1日時点における外国人留学生割合から15年以内に10%以上の増加を達成する計画となっているか。外国人留学生割合が既に10%以上である場合は、現在の外国人留学生割合を鑑みて妥当な目標設定となっているか。
- 観点② 入学説明会や柔軟な入学試験の実施、同窓ネットワークの活性化等を通じて、優秀な外国人留学生を増加させるための取組が具体的に計画されているか。
- 観点③ 15年以内の計画において、日本人学生の数の増加を想定した計画になっていないか。

外国人留学生の出身の国及び地域の多様性の確保のための方法

- 観点① 均衡の取れた多様性の確保のため、特定の国・地域からの外国人留学生の比率が極端に高くないよう、戦略的に計画を立てているか。
- 観点② 例えば、インド、東南アジア、G7諸国からの外国人留学生受入れについて、現地の日本留学フェアに参加したり、オンラインによる説明会を実施

したりするなど、積極的なリクルーティング活動等を行っているか。また、そのためにどのような体制を有しているか。具体的には、これらの国・地域に拠点を置いたり、現地の教育機関（高校等）を訪問したりしているか。

大学等の国際競争力の向上を図るための取組

- 観点① 大学等の国際化に向けた戦略的なビジョンや目標等を定め、国内連携大学・海外の連携大学等を含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制の構築が図られているか。（例えば、海外の連携大学等との恒常的・強固な国際ネットワーク・パートナーシップがあるか、海外の大学等への派遣プログラムや交流協定を有しているか、海外の連携大学等と学生交流だけでなく積極的な教職員交流を行っているか、高度な国際業務に携わる教職員を養成するための取組を行っているか、卒業後の進路を含む大学等において求める外国人留学生像をどのように考えているか等） *
- 観点② 外国人留学生の受入れ強化に向けて、大学等として奨学金等による支援を行っているか。 *
- 観点③ 外国人留学生の受入れ強化だけでなく、日本人学生の海外派遣を推進しているか。（大学等全体における海外留学する日本人学生数・割合について現状を把握・分析し、大学等における教育研究活動へ反映しているか等） *